

横手労働基準監督署発表
令和4年10月14日

【照会先】
横手労働基準監督署
署長 山中 康久
監督・安衛課長 佐藤 永史
(電話) 0182-32 - 3111

報道関係者 各位

医療機関に対する労働時間等説明会の実施について (令和6年4月から医師に対して労働時間の上限規制が適用されます)

横手労働基準監督署(署長 山中康久)は、医師の働き方改革の推進を目的とした講習会を下記により実施します。

講習会の目的

横手労働基準監督署、秋田県健康福祉部医務薬事課及び一般社団法人秋田県医師会の共催により、管内の医療機関を対象に労働時間等説明会を開催することとしました。

働き方改革への企業の取組が進む中、医師に関しましては、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されていますが、この猶予期間中に、長時間労働の削減に自主的に取り組んでいただくことが重要となります。

本説明会では、「医師、看護師等の宿日直の許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」についても説明します。

講習会の概要

- ・日時：令和4年10月24日(月)13時30分から14時50分頃まで
- ・場所：平鹿農村環境改善センター 多目的ホール1(横手市平鹿町浅舞字覚町後140)
- ・対象：管内の医療機関
- ・内容：医師の働き方改革の促進等について
改正労働基準法等について
「医師、看護師等の宿日直の許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」等について
- ・共催：横手労働基準監督署、秋田県健康福祉部医務薬事課及び一般社団法人秋田県医師会

お問合せ先

横手労働基準監督署 監督・安衛課(担当：佐藤)

〒013-0033 横手市旭川1丁目2-23

TEL：0182-32-3111 FAX：0182-32-3132

報道機関の皆様には、医師の働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。